

徳島県告示第二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十九年徳島県告示第六百七十四号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域の全部について同条第一項の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
海部郡美波町奥河内字井ノ上一九 一の一部及び二〇 一の一部
- 二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去